

《はばたき》 商品説明書

1. 商品名	はばたき
2. ご利用いただける方	次の条件をいずれも満たしている歯科医師の方 ① 当組合の組合員の方、または組合員となれる方 ※組合員加入資格のある方は当組合に出資していただき組合員となることができます（組合員資格は当組合定款第1章第6条（組合員たる資格）をご覧ください、各営業店へお問い合わせください）。 ② 当組合に普通預金口座をお持ちの方、またはお作りいただける方 ③ お申込み時の年齢が満20歳以上満65歳未満の方で最終ご返済時の年齢が原則満75歳未満の方 ④ 幼稚園、小・中学校、高校、高専、専門学校、予備校、短大、大学、大学院に在学中または入学を予定する子弟を有する保護者の方 ⑤ 当組合所定の融資基準を満たしている方 ⑥ 原則社会保険、国民健康保険どちらかの診療報酬のお振り込みの指定をしていただける方 ※上記事項に該当されない方（医療法人を経営されている方等）でお申込みをご希望される場合は、各営業店へお問い合わせください。 ※学生ご本人の方のご利用は出来ません。
3. お使いみち	就学予定者もしくは就学者に係る下記費用 ・学費（入学金・授業料） ※教科書、白衣、実習器材等個人所有のものの購入や仕送費用、寄付金、下見・宿泊費等にはご利用いただけません。 ・他金融機関の教育ローンの借換資金
4. ご利用形態	証書貸付
5. ご融資金額	10万円以上1,000万円以内
6. ご返済方法	毎月元金均等返済または元利均等返済 （ご融資金額の50%まで、ボーナス月増額返済の併用もできます） 【元金均等返済】 ご返済額（元金と利息の合計額）のうち、元金部分が一定です（ご返済金額は毎月変動します）。 【元利均等返済】 毎年4月1日と10月1日を基準日とする金利の見直し時に新金利、残存期間、残存元金により再計算して新しいご返済金額に見直しをさせていただきます。 ※ご返済額の試算は各営業店へお問い合わせください。
7. ご融資期間	10年以内（1ヶ月単位） 元金返済の据置期間は1年以内の範囲で取扱うことができます（据置期間はご融資期間に含みません）。 ※借換資金のみの場合は残存償還期間を上限とします。
8. 金利	年利3.40%
9. 金利タイプ	【変動金利型】 ご融資期間中、長期プライムレートに連動した金利を基準金利として、毎年4月1日と10月1日に見直しをさせていただきます。見直し後の新金利はそれぞれ翌々月の約定返済日の翌日から適用します。その場合、長期プライムレートの変更幅と同じだけ引上げ、または引下げとなります。
10. 遅延損害金	年利14.50%（約定返済日の翌日から計算されます）

2 はばたき

1 1. 連帯保証人	配偶者等
1 2. 担保	お申込内容、財務状況等により不動産、預金等の担保をご提供いただく場合がございます。 ※不動産担保の場合の諸費用（不動産担保登記にかかる登録免許税や司法書士あて報酬等）はお客さまのご負担となります。
1 3. 保証料	不要です。
1 4. 手数料	・ご融資新規取扱手数料 500万円以下：5,000円（税込5,500円） 500万円超：10,000円（税込11,000円） ・不動産担保事務取扱手数料50,000円（税込55,000円）ただし、担保物件が遠隔地の場合、別途遠隔地調査手数料（実費）を申し受けます。
1 5. 条件変更にかかわる手数料	・条件変更手数料：5,000円（税込5,500円） ・一部、または一括繰上返済手数料：3,000円（税込3,300円）
1 6. お申込み時にご用意いただくもの	・本人確認書類 以下の①、②のうち、いずれかをご用意ください。 ①運転免許証等の顔写真付きの公的証明書のうち1点 ②顔写真のない公的証明書（健康保険証・年金手帳等）の場合は、2種類の公的証明書計2点 ・所得証明書 個人事業主の場合：確定申告書（収支明細書を含む）2期分 給与所得者の場合：源泉徴収票2期分 ・返済予定表等、他行借入状況の確認ができる書類 ・普通預金通帳（お持ちの方）、普通預金届出印 ・納付書等、入学金、授業料の金額が確認できる書類
1 7. 苦情処理措置	・苦情処理措置 ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店またはお客様相談室（総務課）にお申し出ください。 【お客様相談室（総務課）】 受 付 日：月曜日～金曜日（祝日および組合の休業日は除く） 受付時間：午前9時～午後5時 電 話：045-641-2904 所 在 地：〒231-0013 横浜市中区住吉町6-68-2 なお、苦情等対応手続については当組合ホームページをご覧ください。 ホームページアドレス https://www.shikashin.co.jp
1 8. 紛争解決措置	・紛争解決措置 東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031） 第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588） 第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249） で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは当組合お客様相談室（総務課）またはしんくみ相談所にお申し出ください。また、お客さまから前記弁護士会の仲介センター等に直接お申し出いただくことも可能です。 【一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】 受 付 日：月曜日～金曜日（祝日および協会の休業日は除く） 受付時間：午前9時～午後5時 電 話：03-3567-2456 所 在 地：〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5 なお、仲裁センター等は東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。さらに、東京以外の地域のお客さまからの申立については、当事者の希望を聞いたうえでアクセスに便利な地域で以下の手続を進める方法もあります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。

	例えば、神奈川県弁護士会の紛争解決センターに事件を移管し、以後当該弁護士会の紛争解決センターで手続を進めることができます。 神奈川県弁護士会紛争解決センター（電話：０４５－２１１－７７１６） ※移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。
19. その他	・別途印紙代が必要となります。 ・お申込みに際しましては当組合所定の審査をさせていただきます。審査結果によってはご希望に添いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ・実行後お支払いの確認ができる書類（領収書等）をいただきます。お借り換えの場合はお借入のご完済を確認できる書類のコピーをいただきます。 ・本説明書は、令和7年4月1日現在の概要を記載したものであり、当組合はこれらの事項を将来に渡って本説明書記載のとおり維持する義務を負うものではありません。